

なくそう農地の無断転用!

農地の転用には許可が必要です。

必ず許可を

農地に住宅や倉庫を建てたり、駐車場、資材置き、植林、砂利採取、廃棄物の埋め立てなどの目的に使用したりするときは、事前に農地法による転用の許可が必要です。

着工は許可書をもってからでないといけません。

手続きは

農地転用の許可手続きは、本人名義の土地を自分が転用するときは本人が、また、他人名義の農地を買ったり借りたりして転用するときは、農地の所有者と転用する人の双方がすることになっています。

許可・着工までの日数を考えて、早めに手続きをしましょう。

窓口は、緑町農業委員会です。

標識の掲示を

農地転用の許可を受けたら、「農地転用許可済標識」を掲示することになっています。

工事が完了するまでの間、目のつきやすいところに掲示しましょう。

違反すると

許可を受けずに工事に着手すると、たとえ農地法を知らなかった場合であっても、無断転用になります。

無断転用に対しては、厳しい罰則が定められており、悪質な場合には、農地への復元を命じられたり、警察に告発されることもあります。

農地の転用・売買・貸し借りなど農地についての相談は、緑町農業委員会事務局(役場農林商工課内)・濟藤 ☎45-1764へ

HOT NEWS

犯罪・非行のない社会を祈って

社会を明るくする運動月間中の七月二日、三原郡更生保護婦人会の方々を中心に、日差しの強い中、街頭でのキャンペーン活動が行われました。

この運動は、犯罪や少年非行を予防するとともに、みんなが犯罪や非行を犯した人の立ち直りを支えていく温かい地域社会づくりに努めることを重点目標におき、全国的に展開されました。



▲街頭キャンペーンにて資料配布

両保保育園で七夕会

七月七日、広田、倭文両保育園で「七夕会」が開かれました。

園児たちは笹の葉に思い思いの飾り付けをした後、七夕の日まつわるスライドを見たり、ゲームをしたりするなど終始いきいきとした表情で楽しんでいました。



▲ゲームで楽しく走り回る園児 (広田保育園)



▲終始笑顔の園児たち (倭文保育園)



土に触れて大豆の苗植え

七月八日、広田小学校の五年生六十四名が前田譲二さん(市場)のほ場で緑大豆の苗を植えました。

これは、「緑町彩り鮮やかひょうごの大豆産地協議会(別所克子会長)」が実施する地産地消学校給食モデル事業で、安心して食べられる地域で取れた食材を学校給食に取り入れようというものです。

児童たちは、南淡路農業改良普及センター職員やほ場を管理している納友二さん(市場)の指導を受け、教室を放りて約一時間かけて作業を行いました。



▲納さんの指導により作業をする児童ら

ソフトボール大会

第三十三回地区対抗ソフトボール大会が七月四日、町民グラウンドおよび倭文中学校のグラウンドで開催されました。

十七チームが参加し、照りつける太陽の下、白熱した試合が繰り広げられました。結果は次の通りです。

- 優勝 中 筋チーム
- 準優勝 堂丸団地チーム
- 第三位 広田上チーム

市場チーム



▲シャープなバッティング

消費者センターに 早めの相談を



最近増えてきているのが、高齢者の消費者トラブルです。高齢者の消費者トラブルには、訪問販売で勧誘時や購入時に多くの問題があること、契約購入金額が高額であること、高齢で記憶力や判断力が衰え、トラブルを自分で解決できない、といった特徴があります。

高齢者の消費者トラブルは、本人が自分で気づいたり、自分で解決することがとても難しく、実際に消費生活センターなどに相談してくるのは、高齢者本人ではなく、家族の方がほとんどです。高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、家族など周囲の人たちが注意して見守ることが必要です。

また、そうした消費者トラブルに気づいたら、早めに消費生活センターに相談してください。クーリング・オフ制度や消費者契約法などを活用することで、トラブルを解決することができます。

問い合わせ 淡路生活科学センター ☎0799-85-0999 または、役場住民生活課・原田 ☎45-1761